

平成31年10月より、消費税は10%に！軽減税率も導入へ！

主催：新居町商工会

聴講無料

準備はできていますか？
あなたの事業所も
無関係ではありません！

消費税 軽減税率制度のあらまし

～経過措置等の確認を含む～

いよいよ平成31年10月より消費税が10%に、そして軽減税率制度の導入が予定されています。食品等を取り扱う事業所のみならず、ほぼ全ての事業所に係わってくるものです。「うちは関係ない」などと思わずに、積極的に知識を得て、準備をしていただきたいと思います。この機会にぜひご聴講ください！

開催日時 平成31年1月28日（月） 18：30～21：30
会場 新居町商工会 2階研修室
講師 山尾秀則氏 税理士法人 坂本&パートナー 所長
税理士/中小企業診断士/登録政治資金監査人/静岡理工科大客員教授
対象者 中小企業・小規模事業の経営者、経理担当者等
定員 30名（定員になり次第締め切りとさせていただきます。）
問い合わせ 新居町商工会 担当：飯田 TEL 594-0634

カリキュラム

1. 消費税軽減税率の概要
2. 軽減税率対象品目
3. 区分経理とその特例
 - ・区分記載請求書等保存方式(税額計算の特例)
 - ・適格請求書等保存方式
4. 税率引上げに伴う経過措置
5. 軽減税率導入までの準備と対応

消費税・軽減税率

「うちは関係ない」って
思わないで！



申込み方法

下記の参加申込書にご記入の上、そのままFAXにてお申し込み下さい。FAX 594-5984

「消費税軽減税率のあらまし～経過措置の確認を含む～」参加申込書

事業所			
住所	〒		
参加者名			
TEL		FAX	

※記入いただいた個人情報については、事務連絡・受講生名簿の作成等、本セミナー実施のみに使用し、第三者には公開致しません。